

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、千秋公園駐車場保守管理業務委託における駐車場の使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月31日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社パーキングソリューションズ仙台営業所
所長 本田 貴 昭
宮城県仙台市若林区新寺三丁目1番28号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
千秋公園駐車場保守管理業務委託における駐車場の使用料の徴収事務
- 3 指定日
令和8年3月31日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで